

八戸市ふるさとの恵み乾杯条例

(目的)

第1条 この条例は、八戸市、三戸町、五戸町、田子町、南部町、階上町、新郷村及びおいらせ町の区域（以下これらを「八戸圏域」という。）で製造される日本酒、ワインその他の酒類及びジュースその他の清涼飲料水（以下「圏域産酒等」という。）による乾杯の習慣を広めることにより、圏域産酒等の普及促進を図るとともに、ふるさとの恵みである圏域産酒等と八戸圏域で生産される食材（以下「圏域産食材」という。）とのマリアージュにより、食文化の魅力及び地域産業のブランド力を高め、もって地域経済の活性化に寄与することを目的とする。

(市の役割)

第2条 市は、圏域産酒等による乾杯の推進並びに圏域産酒等と圏域産食材とのマリアージュによる食文化の魅力及び地域産業のブランド力の向上に資するために必要な取組（以下「圏域産酒等による乾杯の推進等の取組」という。）を行うよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第3条 市内において日本酒、ワインその他の酒類及びジュースその他の清涼飲料水を製造する事業者又は市内において圏域産酒等を販売し、若しくは提供する事業者（以下これらを「事業者」という。）は、市及び他の事業者と相互に協力し、主体的に圏域産酒等による乾杯の推進等の取組を行うよう努めるものとする。

(市民の協力)

第4条 市民は、市及び事業者が行う圏域産酒等による乾杯の推進等の取組に協力するよう努めるものとする。

(個人の嗜好及び意思の尊重)

第5条 市、事業者及び市民は、圏域産酒等による乾杯の推進等の取組を推進するに当たっては、個人の嗜好及び意思を尊重するものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

圏域産酒等による乾杯の習慣を広めることにより、その普及促進を図るとともに、ふるさとの恵みである圏域産酒等と圏域産食材とのマリアージュにより、食文化の魅力及び地域産業のブランド力を高め、地域経済の活性化に寄与するため、圏域産酒等による乾杯の推進等について必要な事項を定めようとするものである。